

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、高等研究院又はiPS細胞研究プログラム(再生医療実現拠点ネットワークプログラムを実施するため他のプログラム、プロジェクト等と複合させることについて認定を受けたプログラムをいう。以下同じ。)を実施するための施設において特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> <p>(3) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第5条 年俸制特定教員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長(全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。)第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。)」とあるのは「組織の長(以下「組織の長」という。))」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程(平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。)第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、高等研究院又はiPS細胞研究プログラム(再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラムを実施するため他のプログラム、プロジェクト等と複合させることについて認定を受けたプログラムをいう。以下同じ。)を実施するための施設において特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>2 }</p> <p>(契約期間)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2～3 }</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 }</p>

3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院又は学際融合教育研究推進センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。

4 前項の場合において雇用する年俸制特定教員の雇用年齢上限は、満70歳とし、当該雇用する年俸制特定教員の契約期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日を超えることはできない。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りではない。

5 前2項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が無期雇用教職員となった場合においては、これを適用しない。

（後略）

3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学際融合教育研究推進センター又は学術研究展開センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。

4 }
5 } (同左)

附 則（令和5年達示第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。